仕 様 書

１　名称

　　　企画展「台湾 ～黒潮でつながる隣ジマ～」にかかる運搬・展示・撤収作業委託

２　期間

　　契約日～令和元年12月15日

　　　展覧会会期：令和元年9月6日～11月4日

　　　資料借用時期：令和元年7月初旬～8月下旬

　　　資料返却時期：令和元年11月10日以降

　　　展示準備：令和元年8月30日～9月4日までの間の3日間

　　　展示撤収：令和元年11月5日～11月6日

３　作業内容

　　(１)同展で展示する資料の借用・運搬・返却業務

　　　　沖縄県立博物館・美術館（那覇市おもろまち3-1-1）と下記の借用先について、借用・返却にかかる運搬を行う。（借用リスト参照）

■国立民族学博物館（大阪府吹田市千里万博公園10-1）

　　　　対象資料：台湾原住民の民族資料27点

　　　　輸送方法：梱包は、学芸員立会のもと美術梱包とする（紙箱を製作）。

陸路は美術専用車を使用し、空輸は貴重品扱いで輸送する。

　　　■沖縄県立芸術大学（那覇市首里当蔵町1-4）

　　　　対象資料：台湾原住民の民族資料28点（岡村吉右衛門・柳悦孝コレクション）

　　　　輸送方法：梱包は、学芸員立会のもと美術梱包とする（適宜、養生して箱等を作成）。

　　　　　　　　　陸路は美術専用車を使用。

　　　■日本琉球華僑総会（那覇市久茂地3-23-10）

　　　　対象資料：「龍の舞」の龍模型、獅子頭、太鼓

　　　　輸送方法：龍頭と供棒を外し、蛇腹をたたんで簡易梱包。頭部分は箱作成。

　　　　　　　　　支柱の支持台も一緒に持ってくる。獅子頭、太鼓は箱梱包。

　　　　　　　　　陸路はトラック運搬（単独）。

　　　■宮古島市（宮古島市平良字西里186）下地中学校（宮古島市下地洲鎌250）

　　　　対象資料：「龍の舞」の龍模型、花瓶2点、契約書と記念品等

　　　　輸送方法：龍頭と供棒を外して蛇腹をたたみ、養生して箱梱包。支柱の支持台は簡易

梱包。花瓶等も別途箱梱包。陸路はトラック運搬（単独）。

　　　　　　　　　かご車（単独）に積んだ後、海上コンテナ輸送。

　　　■石垣市（石垣市美崎町14）琉球華僑総会八重山部会（石垣市浜崎町2-6-21）

　　　　八重山農林高校（石垣市字大川477-1）東郷清龍（石垣市新川1145-7）

　　　　対象資料：「龍の舞」の龍模型、農具4点、籠2点、契約書2点等

　　　　輸送方法：龍頭と供棒を外して蛇腹をたたみ、養生して箱梱包。支柱の支持台は簡易

梱包。農具類は簡易梱包。水牛鋤のみダンボール梱包。陸路はトラック運搬（単独）。かご車（単独）に積んだ後、海上コンテナ輸送。

　　(２)展示支援作業（展示準備・撤収作業）

展覧会準備期間中、当館学芸員の指示にしたがい、資料およびパネル等の展示作業を行う。4名×3日間、資料の開梱から展示作業まで。

同展終了後、翌日から4名×2日間で当該資料を撤収し、収蔵庫に移動して保管する。

　　(３)ライティング

　　　　展覧会準備期間最終日に、当館の高所作業車等を使用してライティングを行う。

４　資機材の準備

　　　運搬、梱包、養生用の資機材は、受託者が準備する。

５　作業者

　　　原則として美術品取扱資格を有し、資料の取り扱いに熟練していること。

６　保険

　　　当館が別に定める評価額にそって作業期間を含めた展示会期中、各々に保険をかける。

７　一括再委託の禁止と再委託の承認

　　　受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。又、契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

８　暴力団排除について

受託者の自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたときは、契約を解除ずる。

９　その他

　　　本仕様書に定めない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、委託者と受託者とで協議の上、　決定するものとする。